

持続可能性に配慮した調達コード 解説

<07 個別基準：植物>

2026年8月
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

国際園芸博覧会では、取組の一つとして、持続可能性に配慮した調達コードを推進しています。

植物の生産や採取においては、生物多様性の保全や周辺環境への配慮が求められることはもちろん、近年では気候変動への対応、資源の有効利用、労働安全の確保、人権への配慮など、サプライチェーン全体を通じた持続可能性への取組が世界的に重視されるようになっていきます。こうした背景を踏まえ、本園芸博では、植物を対象とした持続可能性に配慮した調達基準を策定しました。

本調達基準は、国際園芸博覧会で使用される植物の持続可能性を確保することを目的として定めるものです。生産者、流通事業者、出展者、造園・緑化事業者など、植物の調達に関わる多様な主体が持続可能性について共通の認識を持ち、それぞれの役割に応じて取組を進める指針となることを目指しています。

本解説書は、調達基準の趣旨や内容を分かりやすく解説するとともに、持続可能な植物調達の意義や具体的な取組について理解を深めていただくために作成しました。

本園芸博を契機として、持続可能な植物調達の取組が博覧会の枠を超え、生産から流通、利用に至るサプライチェーン全体に広がり、国内外の園芸・花き・緑化分野におけるレガシーとして引き継がれ、自然と共生する持続可能な社会の実現に貢献することを願っています。

	概要
対象	緑化及び展示の目的に利用される植物全般（花壇用苗もの、鉢植え植物（盆栽や花木を含む。）、樹木類、竹・笹類、下草類、苔・芝類、切り花、切り葉、切り枝、種子、球根、野菜苗、菌類等）。栽培により生産されたものに限らず、自生植物を採取したものも含む。 ただし、以下のものは対象に含まない： ドライフラワー、プリザーブドフラワー、調達の時点で生植物でないもの（枯れ枝等）、農産物※。 ※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として農産物に該当するもの。
要件	(1)周辺環境や生態系に配慮した生産活動・採取とするため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (2)作業者の労働安全を確保するため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (3)作業者の人権保護を確保するため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
推奨	要件に加え、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、以下の植物を最大限調達することが推奨される。 ● 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減により生産された植物 ● イノベーション等による持続的生産体制の構築により生産された植物 ● ムリ・ムダのない持続可能な流通システムの確立等により生産された植物 また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容および調達状況を公表することとします。
適合の判断基準	【要件への適合度が高いもの】 ● GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、又はJGAP 認証を受けて生産された植物 ● MPS- ABC と同等の環境認証制度に基づく有効な認証資格を有している場合、又は農林水産省作成の「国際水準GAP ガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合も、上記要件（1）～（3）への適合度が高いものとして同様に扱うことができるものとする。 【それ以外の判断基準】 合理的な方法に基づき、要件（1）～（3）の内容を確認し、その結果を記録していること。なお（1）（2）は日本国内の生産品の場合、「みどりの食料システム戦略」に資する取組の確認で代替することができる。
留意点等	● 絶滅危惧種については、使用しないこととする。ただし、資源保存や再生産確保等、持続可能な利用のための措置が講じられているものは使用可能とする。 ● サプライヤー等は、海外産等の植物で、上記要件への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
書類保管義務等	サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する植物について、該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から1年間保管し、協会が求める場合は、これを提出しなければならない。

共通基準との関連、調達コード遵守に向けて

協会、サプライヤー等が調達する物品・サービス・工事等に使用される植物については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

【解説】 調達コード（共通基準）の規定が個別基準についても適用されますのでご注意ください。

「植物の個別基準の大前提として、持続性に関する基準（共通基準）を満たしていただく必要があります。

例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「3 持続可能性に関する基準」を満たしていただく必要があります。また、「5 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について協会が確認する場合があるほか、「6 通報受付窓口」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

基準	共通基準の概要	項目（抜粋）
1 全般	国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない	- 法令遵守 - 報復行為の禁止
2 環境	- 環境負荷低減のために、国が策定する法令や方針等の水準を満たす物品・サービス・工事等を求める - ライフサイクルを通じたバリューチェーン全体でも、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求める	- 再生可能エネルギー等の利用 3R+Renewable 及び循環経済の推進 - プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減 - 生物多様性の保全
3 人権	国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、インクルーシブな博覧会の運営の実現に向け、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の確保を求める	- 国際的人権基準の尊重 - 差別・ハラスメントの禁止 - 女性、障害者、子ども等の権利尊重
4 労働	ILO（国際労働機関）の「中核的労働基準」を尊重し、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求める	- 国際的労働基準の尊重 - 長時間労働等の禁止 - 職場の安全・衛生
5 経済	経済・事業活動において、環境、社会、経済の3つが調和し、日本経済の持続的成長に貢献するため、公正な事業慣行や地域経済に関する取組を重視する	- 腐敗の防止 - 情報の適切な管理 - 地域経済の活性化

1 本調達基準の対象は、以下の植物等とする。

緑化及び展示の目的に利用される植物全般（花壇用苗もの、鉢植え植物（盆栽や花木を含む。）、樹木類、竹・笹類、下草類、苔・芝類、切り花、切り葉、切り枝、種子、球根、野菜苗、菌類等）。栽培により生産されたものに限らず、自生植物を採取したものも含む。

ただし、以下のものは対象に含まない：ドライフラワー、プリザーブドフラワー、調達の時点で生植物でないもの（枯れ枝等）、農産物。

【解説】 ここでは、対象とする「植物」に関して記載しています。

この項目で指定された植物については、調達基準を満たしたものが要求されます。協会が契約を締結する物品・サービス・展示等に使される植物を調達する場合や、植物に関する業務を請け負う場合、または委託などにより植物を調達する場合も該当します。

【補足】

協会、サプライヤー等が提供する飲食サービスに使用される農産物（食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として農産物に該当するもの）は、「農産物」の解説をご確認ください。

植物個別基準：持続可能性の観点から求められる要件

- 2 上記1の植物について、持続可能性の観点から以下の(1)～(3)が求められる。なお、自生植物の採取は必要最低限に留める。
- (1) 周辺環境や生態系に配慮した生産活動・採取とするため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - (2) 作業者の労働安全を確保するため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - (3) 作業者の人権保護を確保するため、植物の生産等に当たり、生産・採取される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【解説】 ここでは、植物の生産段階において求められる要件を示しています。

- (1) では、周辺環境や生態系と調和のとれた生産活動を確保するための措置を求めており、具体的には、周辺環境や生態系に影響を与えないような農薬散布方法の採用、廃棄物の適正な処理・利用などを行っていることが必要です。
- (2) では、作業者の労働安全を確保するための措置を求めており、具体的には、安全作業のための服装や保護具の着用、危険箇所等を示す表示板設置等による作業環境の改善、燃料等の適切な管理などを行っていることが必要です。
- (3) では、国内外の労働関係法令等の遵守や労働環境への配慮などが重要となっていることから、作業者の人権保護を確保するための措置を求めています。具体的には、性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、強制労働の禁止、適切な雇用契約の締結、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入など、作業従事者の基本的な人権を守るためのルール作りを行い、実施することが必要です。

植物個別基準：調達可能なもの（国際水準のGAP認証等）

3 GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP、又はJGAP 認証を受けて生産された植物については、上記2 への適合度が高いものとして原則認める。
このほか、MPS-ABC 注1 と同等の環境認証制度に基づく有効な認証資格を有している場合、又は農林水産省作成の「国際水準GAP ガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合も、上記2 への適合度が高いものとして同様に扱うことができるものとする。注2

注1：MPS-ABC：花き生産総合認証のうち、生産過程における5つの環境負荷要素（農薬・肥料・エネルギー・水の使用状況及び廃棄物の分別状況）を登録し、審査を受けた生産者に与えられる認証。

注2：MPS-ABC と同等の環境認証制度に基づく有効な認証資格を有している場合でも、サプライヤー等は、上記2 の（2）、（3）にも配慮を行い調達すること。

【解説】 ここでは、要件（1）～（3）への適合を判断するものとして既存の認証スキームを活用できることを示しています。

具体的には、**GLOBAL G.A.P.**、**ASIAGAP** 又は**JGAP**の認証品については要件（1）～（3）への適合度が高いものとして原則認めるものとしています。ただし、必要に応じて、協会は認証の有効性や本調達コードへの適合状況について追加資料等により確認を求めることがあります。

《参考》

GLOBAL G.A.P <https://www.globalgap.org/ja/>

ASIAGAP <https://jgap.jp/asiagap/>

JGAP <https://jgap.jp/jgap/crops/>

農林水産省「国際水準GAPガイドライン」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

MPSJAPAN-花き産業認証プログラム MPS-ABC 認証者紹介 <https://mps-jfma.net/member>

植物個別基準：調達可能なもの（国際水準のGAP認証以外）

4 上記3 に示す認証・確認を受けて生産された植物以外を必要とする場合は、別紙に従って、上記2 の（1）～（3） が確認されなければならない。

【解説】 ここでは、前ページに記載した植物以外を必要とし、調達する場合について記載しています。

以下のものは、要件（1）～（3）への適合しているものとして扱うことができます。

別紙（調達基準4に関する確認方法）

持続可能性に配慮した植物の調達基準（以下「調達基準」という。）の4については、以下のとおりとする。サプライヤー等は、説明責任の観点から合理的な方法に基づき、以下の確認を実施し、その結果について記録する。(1)及び(2)の確認は、日本国内の生産品の場合、「みどりの食料システム戦略」に資する取組の確認で代替することができる。

(1) 農薬による環境汚染の防止、適切な土壌管理、適切な廃棄物処理方法・排水処理、施設・機械等の使用時の無駄・非効率なエネルギー消費の削減等、生産国・地域の法令に即した周辺環境や生態系に配慮した生産活動・採取であること。

(2) 危険な作業の把握、安全に作業を行うための服装や保護具の着用、機械等の適正な使用、燃料の適切な保管、警告標識の掲示、年齢を考慮した作業計画・役割分担、応急処置訓練講習会の受講等、生産国・地域の法令に即した作業者の労働安全を確保していること。

(3) 性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、雇用契約の締結、就業規則の作成、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入等、生産国・地域の法令に即した作業従事者の基本的な人権が守られていること。

植物個別基準：留意点（絶滅危惧種の扱い）

5 絶滅危惧種については、使用しないこととする。ただし、資源保存や再生産確保等、持続可能な利用のための措置が講じられているものは使用可能とする。

【解説】 ここでは、絶滅危惧種の扱いについて記載しています。

絶滅危惧種（国際自然保護連合IUCN が作成したレッドリストにおいて、CR：深刻な危機、EN：危機、VU：危急に該当する植物）は使用しないものとする。ただし、持続可能な利用のための措置が講じられているものは使用可能としています。

「参考」

国際自然保護連合レッドリスト <https://www.iucnredlist.org/>

環境省 ワシントン条約と種の保存法 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/conservation/index.html>

環境省 種の保存法の概要 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html>

植物個別基準：留意点（海外産の扱い）

6 サプライヤー等は、海外産等の植物で、上記2への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

【解説】 ここでは、海外産等植物に関する留意点について記載しています。

国産・海外産にかかわらず、要件への適合度が高い植物を調達することが原則ですが、海外から調達する植物について要件への適合度が高いことの確認が困難な場合にはこの規定を適用します。

「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、フェアトレードの取組（生産者の自立や生活改善を支援するために、途上国の農産物等を適正価格で購入する仕組み）によるもの及び環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能なものを想定しています。

7 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する植物について、上記3～6及び下記8に該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から1年間保管し、協会が求める場合は、これを提出しなければならない。

【解説】 ここでは、トレーサビリティの確保のため、保管すべき書類、期限等について記載しています。

具体的には、書類に含まれる項目例として、調達元の納入事業者名、品名、数量、認証の有無及び認証名、産地、出荷者・納品事業者があります。

それら関わる情報を本園芸博終了後から1年間保管し、協会の求めに応じて提出できるよう準備をお願いします。

協会は必要に応じてサプライヤーに対し追加情報の開示やヒアリングを求めることがあります。

8 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減、イノベーション等による持続的生産体制の構築、ムリ・ムダのない持続可能な流通システムの確立等が推奨される。注3
また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容及び調達状況を公表することとする。

注3：みどりの食料システム戦略に基づく取組等に貢献するものも含む。

【解説】 ここでは、要件への適合する植物のうち、持続可能性の観点でより望ましいもの（生産や流通等の調達に関わる行為）について記載しています。

①温室効果ガス削減に貢献栽培方法による生産

生産に使われる化石燃料、化学肥料・化学農薬、プラスチック資材の使用量等の削減による温室効果ガスの排出削減や、たい肥・バイオ炭の施用等による土壌への炭素貯留等の取り組みによる生産が該当します。

②輸送・流通における温室効果ガス排出削減の取組

配送の効率化、輸送距離の短縮、低炭素輸送の活用、地産地消の推進などが該当します。

③イノベーション等による持続的生産体制の構築

新技術による生産現場における生産性の向上と環境負荷の低減を両立する取り組み、AI・ICTを活用した栽培管理、省エネルギー型設備の導入、農薬・肥料の使用量を最適化する管理技術などが該当します。

こうした推奨される取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容及び調達状況を自社HP等で公表することができます。

《参考》

農林水産省 みどりの食料システム戦略 <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/>

サプライヤー等に求められる書類等

(1) 調達コードの理解

- 調達コード（共通）
- 調達コード（個別基準）
- 各種解説書

(2) 「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」の提出

- 協会から共有されるチェックシートに必要事項を記入し、提出

認証品を調達

- トレーサビリティの確保
- 持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応「デュー・デリジェンス（DD等）」の実施
- 各種証明となる書類の保管
- 必要に応じて協会に情報の共有

認証品以外の調達

- 別紙に基づき調達する植物が要件を満たすことを証明
- 証明書および関連書類の保管
- 必要に応じて協会に情報の共有

2027年国際園芸博覧会
持続可能性に配慮した調達コード



2026年4月
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

持続可能性に配慮した調達コード
(概要版)

2024年1月策定
2024年10月更新
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート) v1.3

項目名	内容
A 基礎情報	
A.1 事業者名(団体名)	
A.2 業種(団体種別)	
A.3 事業所(団体所在地・地域)	
A.4 ホームページアドレス	
A.5 担当部署	
A.6 担当者氏名	
A.7 住所	
A.8 電話番号	
A.9 メールアドレス	
A.10 提出日	
B 持続可能性の確保に向けた取組状況について(各項目について、該当しない場合は、ご回答は不要です)	
B.1 物品・サービス・工事等の名称	
B.2 製造所(所在地・地域)(物品の場合) 納入予定の物品(農産物)の製造所(地域)について、可能な限り詳細を記載してください。	
B.3 持続可能性の確保に向けた取組状況について	
B.4 納入予定の物品の製造、又は提供・施工予定のサービス・工事に関する取組状況について(「持続可能性の確保」に関する取組)	
B.5 自らが有する取組状況(該当する項目にチェック)【対象調達基準】プルダウンで選択	
1 木材	
2 紙	
3 農産物	
4 畜産物	
5 水産物	

要件を満たす認証品の調達であったとしても、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません、その他、認証等による担保に加え、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応をすることが重要です。

サプライヤー等が調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の要求に応じて、開示・説明できるよう準備することを求めています。

また、サプライヤーからサプライチェーン（植物の納入業者）に対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。